



三木市記者発表資料 (令和7年12月24日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
健康福祉部 健康増進課	課長 石原享子 (内線 2610)	健診予防係	0794-86-0900 (内線 715-104)

タイトル
<p>「肺炎球菌ワクチン任意予防接種に対する市独自の費用助成」 を令和8年3月末で終了</p>
本件のポイント
<ul style="list-style-type: none">66歳以上の市民等を対象に実施してきた肺炎球菌ワクチン任意予防接種に係る費用の一部助成は、令和8年3月末で終了します。接種費用の助成を受けるには、市が発行する「助成券」が必要です。接種を希望する方は、2月中を目途に「助成券」の申請をしてください。ただし、助成は生涯1人1回のみとなります。
説明文
<p>肺炎球菌ワクチン任意予防接種費用に係る一部助成は、肺炎球菌による感染症の重症化予防を目的とし、平成21年10月から市独自の制度として実施してきました。</p> <p>その後、平成26年10月に高齢者の肺炎球菌ワクチンが定期接種となり、市の助成事業開始時の目的を果たしたことにより、任意予防接種費用に係る一部助成は、令和8年3月末で終了します。</p>
1 費用助成を終了する任意予防接種について
<p>(1) 対象者 (ア) 接種時に66歳以上の方 (イ) 60歳未満で心臓機能障害等があり、身体障害者手帳を有する方</p> <p>(2) 終了日時 令和8年3月31日(火) 接種済み分まで終了します。</p> <p>(3) その他 接種費用の助成を受けるには、市が発行する「助成券」が必要です。接種を希望する方は、2月中を目途に「助成券」の申請をしてください。 ただし、助成は生涯1人1回のみとなります。</p>
2 継続する定期予防接種について
<p>肺炎球菌ワクチン定期予防接種費用の助成は、令和8年度以降も継続します。</p> <p>(1) 対象者 (ア) 接種時に65歳の方 (イ) 60歳以上65歳未満で、心臓機能等に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方等</p> <p>(2) 助成額 (ア) 4,000円(一部助成) (イ) 全額助成</p> <p>(3) その他 対象者には、65歳の誕生日の翌月に予診票を発送します。 66歳の誕生日の前日までが有効期限となります。有効期限を過ぎると全額自己負担となりますのでご注意ください。</p>

3 ホームページ <https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/28/2677.html>



本案件は次の SDGs 目標に関連します。

